特定農林水産物等登録簿

村足辰州小生物寺笠跡得					
登録番号	第 88	号	登録年月日	令和元年 12 月 10 日 (2019 年 12 月 10 日)	
申請番号	第 163	号	申請年月日	平成 30 年 2 月 26 日 (2018 年 2 月 26 日)	
特定農林水産物等の 区分		第四類	第四類 水産物類 魚類(たちうお)		
特定農林水産物等の 名称		田浦銀太刀、Tanoura Gindachi			
特定農林水產生産地	物等の	熊本県	· 葦北郡芦北田	町田浦沖及びその周辺海域(八代海)	
特定農林水產特性	物等の	海さ 肉白 持外かり丁る良 く他域れ豊付身また観し上寧鮮くこ評の、富き魚たずのなけなや保の価た	(八芦ながの、傷みが直鮮か持よさち代北餌良旨た付なら後度なしうれう海町にくみちきら、か保銀たな、お) 田恵、もうやず「ら持白い「主とに浦ま脂良おす鮮田水の色わ田要比	は、熊本県葦北野田浦沖及である。はし、熊本県の海漁港の野漁港の野漁港の野漁港の野漁港の野漁港の野漁港の野漁港の野漁港の野漁港の野	
特定農林水産生産の方法	物等の	(1)(2)(3)(4)アイ	漁漁、漁業群 をテー釣け冷加魚獲場 獲漁者度釣手ナ曳りる却す体対: 方船が保りにに縄上こ海るに象熊 法で手持上持入釣げと水。直種本 :曳で方げちれり次にのな接	県葦北郡芦北町田浦沖及びその周辺海域(八代 曳縄釣り(釣り針付きの枝糸が複数付いた釣り く漁法)又は手釣り(釣り針が付いた釣り糸を 操る漁法)とする。 法 た際は、たちうおの魚体をつかまず、釣針だけ 素早く手首を返すことにより魚をはずし、コン	

- (5) 水揚港:熊本県葦北郡芦北町田浦漁港
- (6) 最終製品としての形態:「田浦銀太刀」の最終製品として の形態は、鮮魚 (たちうお)である。

特定農林水産物等の 特性がその生産地に 主として帰せられる ものであることの理 由 「田浦銀太刀」が漁獲される八代海は、九州本土と天草諸島によって囲まれた閉鎖性の高い内海で、一級河川の球磨川から流れ込む栄養分等により生産力が高く、かたくちいわしをはじめとするいわし類やこのしろといった小魚が豊富な海域である。このため、八代海のたちうおは、周年を通して豊富な餌を利用することができ、身の質も良好となる。「田浦銀太刀」の肉付きが良く優れた身質は、このような八代海の優良な自然環境から生まれてくる。

また、八代海において主要な水揚げを釣りたちうおが占める地区は、田浦地区だけである。これは、八代海を季節的に南北移動するたちうおの回遊経路の中心に位置し、漁場の探索に地理的優位性のあった田浦地区で、索餌のため漁場内を移動するたちうおを効率的に漁獲することのできる釣り漁業が定着したからと考えられている。

一方、釣り漁法では、漁獲量の向上が難しいため、田浦地区の漁業者は、漁獲後のたちうおの鮮度を保持するための丁寧な取扱を徹底し、田浦漁港に水揚げされた釣りたちうおが、共通して鮮度と品質が保持されたものとなるように地域で協力して取り組み、その付加価値を高めてきた。このような品質確保に向けた地域全体の取組が、田浦漁港に水揚げされたたちうおの品質に対する社会的評価の獲得につながっている。

特定農林水産物等が その生産地において 生産されてきた実績 田浦地区の漁業者によりたちうおの曳縄釣り漁法が開始されたのは昭和50年頃であり、それまでの同地区の漁業者によるたちうお漁は延縄漁法(釣り針付きの枝糸が複数付いた釣り糸を海中に横方向に長く敷設して漁獲する漁法)が主流であった。2人で操業しなければならなかった延縄釣り漁法に比べ、曳縄鎖の漁法は1人で操業でき、1回の操業時間も短く、効率的に漁獲できたことから、平成元年頃には田浦地区の主な漁法が延縄釣り漁法から曳縄釣り漁法に移行した。また、この頃には、漁獲物の品質を保持して付加価値を高める意識が漁業者全体で高り、現在の鮮度保持方法も導入され、地域内に共有されていった。

なお、水深が深い海域や浅瀬の岩礁域といった曳縄釣りが行いにくい海域では、従来から手釣り漁法も行われている。手釣り漁法は曳縄釣りに比べて漁獲効率が落ちるものの、両者で漁獲されたたちうおの品質に相違はない。

鮮度保持方法が地域全体に定着することで、田浦漁港に水揚げされるたちうおの品質の良さが熊本県内の市場関係者に認知されるようになった。平成13年には「田浦銀太刀」と命名し、地域の漁業関係者、芦北町や熊本県などの関係機関が一体となり、積極的なブランディングの取組を開始した結果、「田浦銀太刀」は芦北町の特産品としてさらに広く知られるようになった

芦北町漁業協同組合内の「田浦銀太刀」を水揚げする漁業者数は27名である(平成31年現在)。平成25年にはこれらの漁業者により「田浦銀太刀出荷部会」が組織され、「田浦銀太刀」ブランドの信頼性確保に加え、小型たちうおの再放流の徹底による持続的利用の取組等にも組織的に取り組んでいる。

規則第5条第2項各号に掲げる事項

法第13条第1項第4号ロの該当の有無:該当しない

商標権者の氏名又は名称:-

登録商標:一

指定商品又は指定役務: -商標登録の登録番号: -

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日(当該商標権の 存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の残存期間の更 新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。)

: —

専用使用権者の氏名又は名称: -商標権者等の承諾の年月日: -

登録生産者団体の名 称及び住所並びに代 表者の氏名 熊本県葦北郡芦北町大字田浦町 426-3 芦北町漁業協同組合 代表理事組合長 山元 光晴

備考

(注)登録事項の変更があった場合には、変更年月日及び変更に係る事項の概要を記載 する。